医整第178号 医福第168号 保医第329号 地福第152号 障 第250号 高 第185号 子支第140号 子家第221号

令和元年 5月20日

各関係機関の長様

岐阜県健康福祉部 医療整備課長 岐阜県健康福祉部 医療福祉連携推進課長 岐阜県健康福祉部 保健医療課長 岐阜県健康福祉部 地域福祉課長 岐阜県健康福祉部 障害福祉課長 岐阜県健康福祉部 高齢福祉課長 岐阜県健康福祉部 子ども・女性局 子育て支援課長 岐阜県健康福祉部 子ども・女性局 子ども家庭課長

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等 に関する法律」の施行について(周知協力依頼)

平素より県の健康福祉行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本件については、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(以下、「法」という。)」が平成31年4月24日に成立し、同日施行されました。

今後、制度の周知及び一時金請求の受付事務を県として実施しますが、本法の円滑な施行に向けて貴機関におかれましても、下記の事項につき御理解、御協力をいただきますようよろしくお願いします。

なお、本依頼につきましては、別紙「協力依頼対象施設」に該当する県内施設・機関に発 出しておりますことを申し添えます。

1. 請求者に係る記録の調査等 【すべての関係機関】

本一時金支給の認定の判断は、厚生労働省に置く「旧優生保護法一時金認定審査会」により実施されますが、審査にあたっては請求者からの提出書類に加え、県や関係機関に残っている、請求者が優生手術等を受けた記録やその機関の職員の証言に基づいて行うことになります。

県が請求を受け付けましたら、請求内容から確認できる関係機関に対して以下の2点に関する調査を依頼いたしますので、可能な限り速やかに調査していただき回答していただきますようご協力をお願いいたします。

- ①優生手術等に関する記録の有無、内容
- ②在職する職員からの優生手術等の実施に関する事実の聴取

なお、本調査は法に基づくものであり、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 16 条第 3 項第 1 号及び第 23 条第 1 項第 1 号により、利用目的の制限や第三者提供の制限の適用除外となります。

2. 診断書作成等 【医療機関のみ】

本一時金を請求する際には、請求者は、「<u>請求にかかる生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたかどうかについての医師の診断の結果が記載された診断書</u>」を請求書に添付することとされています。医療機関におきましては、対象者の方が受診された際にはご対応をお願いいたします

診断書の作成にあたっては、以下の点についてご留意いただきますようお願いします。

①受診者への配慮等

対象となる方の多くが、疾病や障害を抱えた方であることが想定されるとともに、 診断書作成のために医療機関を受診することに心理的な抵抗があることも考えられ ます。各医療機関におきましては、診断書の取得のために受診した方について特段の 配慮をお願いいたします。

②診断書の様式について

診断書については、厚生労働省より「旧優生保護法一時金支給請求に係る診断書(別添1)」が示されています。ご確認いただくととともに、必要に応じて医療機関に備え付けていただきますようお願いします。

(様式は、厚生労働省のホームページよりダウンロード可能)

③診断書の作成料等

診断書の作成に関しては、一時金の支給認定後に請求者に対し、診断料及び診断書

作成料が支払われます。

請求者が診断料及び診断書作成料の支払いを受けるにあたっては、請求書提出の際に、これらの額等が記載された「支給申請書(別添2)」を添付する必要があります。 診断書の作成にあたっては、併せてご対応をお願いいたします。

なお、国から請求者に対して支払われる診断書の作成にかかる費用の上限は、施行規則において、診断料については健康保険の診療方針及び診療報酬の例により算定されるもの(平成31年4月1日時点で2,820円)とし、診断書作成料については5,000円とされていますので、御承知おきください。

3. <u>制度の周知</u> 【すべての関係機関】

法において、国及び地方公共団体は、一時金の支給手続き等についての周知を行うこととされていますが、その際には、関係者の協力を得て行うこととされています。 つきましては、各関係機関におきましても「リーフレット(別添3)」の配布や掲示等により県の相談窓口の案内等、制度の周知にご協力いただきますようよろしくお願いします。

<添付資料>

別添1:旧優生保護法一時金支給請求に係る診断書(様式2)

別添2:旧優生保護法一時金支給請求に関する診断料等支給申請書(様式3)

別添3:旧優生保護法一時金支給法に関するリーフレット(岐阜県版)

別添4:旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関

する法律関係資料 (関係法令)

【参考】

<厚生労働省HP:旧優生保護法による優生手術等を受けた方へ>

https://www.mhlw.go.jp/stf/kyuuyuuseiichijikin_04351.html

【本件照会先】

岐阜県健康福祉部 保健医療課 精神保健福祉係

(兼:子育て支援課 母子保健係)

主幹	奥村	担当	武山
電 話	058-272-1111(内線 2430・2680)		
FAX	058-278-2880		

別紙 協力依頼対象施設

関係法令	施設種別	関連通知	
児童福祉法	母子生活支援施設		
	児童養護施設		
	障害児入所施設	H30.4.26付 「旧優生保護法に関連し た資料の保全について」	
	児童心理治療施設	※ 救護施設についてはH30.7.3付	
	児童自立支援施設		
医療法	病院・診療所 (歯科医業を行うもの(医業と併せて行うものを除 く。)を除く。)	H30.7.31 付 「医療機関・福祉施設に おける優生手術に関する	
売春防止法	婦人保護施設	個人記録の保有状況の調 査について」	
障害者総合 支援法	障害者支援施設		
生活保護法	救護施設		
老人福祉法介護保険法	養護老人ホーム		
	特別養護老人ホーム		
	介護老人保健施設		
	軽費老人ホーム (B型・ケアハウス)		